

平成十一年通商産業省令第七十四号

中小企業等経営強化法施行規則

中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第四条第一項、第五条第一項及び第十七条第二項の規定に基づき、中小企業経営革新支援法施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、中小企業等経営強化法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（情報処理に関する高度な知識又は技能を活用して行う業務）

第二条 法第二十四条第四号の経済産業省令で定める業務は、情報処理サービス業（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）以下「情報処理促進法」という。）第二条第三項に規定する情報処理サービス業をいう。）、ソフトウェア業（情報処理促進法第二条第三項に規定するソフトウェア業をいう。）その他これらに類する事業に関する専門的な業務又は事業者がその事業の生産性の向上を図るために行うソフトウェアの開発、情報ネットワークの構築その他これらに類する業務をいう。

2 法第二十四条第四号の経済産業省令で定める割合は、百分の二とする。

（投資及び指導を行うことを業とする者の要件）

第三条 法第二条第八項の投資及び指導を新規中小企業者等に対して行うことを業とする者として経済産業省令で定める要件に該当する者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）若しくは有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体又は株式会社若しくは合同会社であつて、新事業活動に対する資金供給その他の支援又は新事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援を行うものをいう。

（社外高度人材の要件）

第四条 法第二条第八項の新事業活動に有用な高度な知識又は技能を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 我が国の国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、又は当該資格に係る名称を使用することができないこととされているものをいう。）を有し、かつ、当該資格に係る業務又は行為について三年以上の実務経験があること。

二 博士の学位を有し、かつ、研究、研究の指導又は教育について三年以上の実務経験があること。

三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の上欄の高度専門職の在留資格をもつて在留し、当該専門性について三年以上の実務経験があること。

四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社（以下「上場会社等」という。）の役員として、三年以上の実務経験があること。

五 国又は国から委託を受けた機関が実施する事業であつて、将来において成長発展が期待される分野の先端的な人材育成事業に選定され、従事していたこと。

六 認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡つて十年間において、本邦の公私の機関との契約に基づいて、製品又は役務の開発に二年以上従事し、かつ、次のイ又はロに該当すること。

イ 当該機関が、認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡つて十年間において継続して上場会社等である場合、当該製品又は役務の開発

に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該製品又は役務の売上高が増加しており、かつ、当該期間の開始時点において当該製品又は役務の売上高が当該機関の全ての事業の売上高の百分の一未満であり、かつ、当該期間の終了時点において当該製品又は役務の売上高が当該機関の全ての事業の売上高の百分の一以上であること。

ロ 当該機関が、認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡つて十年間において継続して上場会社等でない場合、次の（一）又は（二）に該当すること。

（一）当該機関の従業員として当該製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該機関の全ての事業の売上高が百分の百以上増加したこと（ただし、当該製品又は役務の開発に従事していた当該期間の開始時点の売上高が十億円未満の場合には開始時点の売上高は十億円とみなす。）。

（二）当該機関の当該製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該製品又は役務の売上高が百分の百以上増加したこと（ただし、当該製品又は役務の開発に従事していた当該期間の開始時点の売上高が一億円未満の場合は開始時点の売上高は一億円とみなす。）。

（事業再編投資の要件）

第五条 法第二十三条第三項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 主として経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）であるものの株式又は持分を取得及び保有する投資事業であること。

二 投資事業有限責任組合の株式の取得価額の総額に対する経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等の株式の取得価額の割合が百分の五十以上であること。

（事業再編投資）

第六条 法第二十三条第三項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員が当該投資事業有限責任組合によりその株式を保有されている会社に対して経営資源を高度に利用する方法に係る指導を行う事業（当該会社の事業の成長発展を図るため、必要に応じ、当該会社の取締役に対し経営に関する意見を述べることを含むものに限る。）を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

（先端設備等の要件）

第七条 法第二十四条第四項の迅速に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものであるとして経済産業省令で定める設備等は、直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するものであつて、次の表に掲げる指定設備に該当するものとする。

指定設備	対象となるものの用途又は細目
減価償却資産の種類	全ての指定設備
機械及び装置	全ての指定設備
器具及び備品	全ての指定設備
工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）
建物附属設備	全ての指定設備
ソフトウェア	全ての指定設備

2 前項の設備等のうち、中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等は、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なものとする。

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額・設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額（診断及び指導に係る要件）

第八条 法第六条の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 株式会社であること。

二 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であること。

三 次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

イ 発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人（次の（一）から（三）までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。）の所有に属している会社

- (1) 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
- (2) 当該大規模法人及びこれと（一）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
- (3) 当該大規模法人並びにこれと（一）及び（二）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

ロ イに掲げるもののほか、発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社

四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。

五 次のイからハまでのいずれかに該当する会社であること。

イ 新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）のうち、法第二条第三項第二号に該当するもの（ロ及びハにおいて「第二号新規中小企業者」という。）であつて次の（一）から（三）までのいずれかの要件を満たすものであること又は同項第三号に該当するものであること。

- (1) 前事業年度において試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二十二号）第三条第一項に規定する費用の合計額（以下「試験研究費等合計額」という。）の同条第二項に規定する収入金額（第十条第一項第二号ロにおいて「収入金額」という。）に対する割合が百分の三を超えるもの又は売上高成長率（前事業年度の売上高の額（事業年度の期間が一年未満の場合にあつては、当該売上高の額を一年当たりの額に換算した額。以下この（一）において同じ。）の前々事業年度の売上高の額に対する割合又は前事業年度の売上高の額の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の売上高の額に対する割合を設立事業年度の次の事業年度から前事業年度までの事業年度の数で乗根して得た割合をいう。以下同じ。）が百分の百二十五を超えるもの
- (2) 設立の日以後の期間が一年未満の会社であつて、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

- (3) 設立の日以後の期間が二年未満の会社であつて、常勤の新事業活動従事者（法第二条第七項に規定する新事業活動に従事する者であつて研究者に該当しない者をいう。以下この（三）において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

ロ イ（一）から（三）までに掲げる要件のいずれかを満たす第二号新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）であつて次の（一）又は（二）に掲げる会社の区分に応じ、当該（一）又は（二）に定める要件に該当するものであること。

- (1) 設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過していないものに限る。）事業の将来における成長発展に向けた事業計画（当該設立事業年度における試験研究費等合計額（事業年度の期間が一年未満の場合にあつては、当該試験研究費等合計額を一年当たりの額に換算した額。（二）において同じ。）の出資金額に対する割合が百分の三十を超える見込みを記載したものに限る。）を有すること。
- (2) 設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過しているものに限る。）又は設立の日以後の期間が一年以上の会社（設立後の各事業年度における営業損益金額（営業収益から営業費用を減じて得た額をいう。）が零未満であり、かつ、次の（イ）又は（イ）のいずれかに該当するものであること。

- (i) 設立後の各事業年度における売上高が零であるもの
- (ii) 前事業年度において試験研究費等合計額の出資金額に対する割合が百分の三十を超えるもの

ハ その設立の日の属する年十二月三十一日において、イ（一）から（三）までに掲げる要件のいずれかを満たす設立の日以後の期間が一年未満の第二号新規中小企業者（合併又は分割により設立されたもの、及び他の事業者からその全部又は一部を譲り受けた事業を主たる事業とするものを除く。）であつて次の（一）又は（二）に掲げる会社の区分に応じ、当該（一）又は（二）に定める要件に該当するものであること。

- (1) 設立事業年度を経過していない会社（事業の将来における成長発展に向けた事業計画（当該設立事業年度における販売費及び一般管理費の合計額（事業年度の期間が一年未満の場合にあつては、当該販売費及び一般管理費の合計額を一年当たりの額に換算した額。（二）において同じ。）が当該会社の出資金額の百分の三十を超える見込みを記載したものに限る。）を有すること。
- (2) 設立事業年度を経過している会社（前事業年度において販売費及び一般管理費の合計額の出資金額に対する割合が百分の三十を超えるものであること。

六 次のイからハまでのいずれかに掲げる会社の区分に応じ、当該イからハまでのいずれかに定める要件に該当するものであること。

イ 前号イに掲げるものに該当する会社（株主グループ（株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人及び同条第二項に規定する特殊の関係のある法人をいう。以下この号において同じ。）のうちその有する株式の総数が投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものが有する株式の合計数が、発行済株式の総数の六分の五を超えないものであること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有するものにあつては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の六分の五を超えないものであること。

ロ 前号ロに掲げるものに該当する会社（株主グループのうちその有する株式の総数が投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものが有する株式の合計数が、発行済株式の総数の二十分の十九を超えないものであること。ただし、株主グループのうち

その有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有するものにあつては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の二十分の十九を超えないものであること。

ハ 前号ハに掲げるものに該当する会社 株主グループのうちその有する株式の総数がその設立の日の属する年十二月三十一日において発行済株式の総数の十分の三以上であるものが有する株式の合計数が、発行済株式の総数の百分の九十九を超えないものであること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、同日において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有するものにあつては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の百分の九十九を超えないものであること。

(特定新規中小企業者の確認)

第九条 新規中小企業者は、前条各号（同条第五号ハ及び第六号ハを除く。）に掲げる要件に該当することについて、当該新規中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする新規中小企業者は、様式第一による申請書一通を都道府県知事に提出するものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 登記事項証明書

二 申請日におけるその株主名簿

三 常時使用する従業員数を証する書面

四 申請日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）における貸借対照表及び損益計算書（設立事業年度を経過している場合に限る。）

五 基準事業年度の直前事業年度又は設立事業年度から基準事業年度の直前事業年度までの事業年度における貸借対照表及び損益計算書（前条第五号イ（一）に掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。）

六 前条第五号ロ（一）に規定する事業計画に係る事業計画書（事業概要及び経営者の略歴が記載されたものに限る。）（同号ロ（一）に該当するものを証する場合に限る。）

七 設立後の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（前条第五号ロ（二）に該当するものであることを証する場合に限る。）

八 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

4 都道府県知事は、第二項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である第二項の新規中小企業者に対して、様式第三による確認書を交付するものとする。

5 都道府県知事は、前項の確認をしないときは、申請者である第二項の新規中小企業者に対して、様式第四によりその旨を通知するものとする。

6 都道府県知事は、第四項の確認書を交付したときは、同項の確認書の交付を受けた特定新規中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

7 経済産業大臣は、特定新規中小企業者の資金調達の手当の実施に関し必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、第四項の確認書の交付を受けた特定新規中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

8 経済産業大臣は、前項の都道府県知事から情報の提供を受けたときは、第四項の確認書の交付を受けた特定新規中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により速やかに公表するものとする。

第十条 前条第一項の規定による確認を受けようとする新規中小企業者は、同項の確認に加え、次に掲げる要件のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第二項の様式第一による申請書に代えて、様式第二による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

一 設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過していないものに限る。）であつて、事業の将来における成長発展に向けた事業計画を有するもの

二 次のイ及びロのいずれにも該当するものであること。

イ 設立の日以後の期間が五年未満の会社であつて、設立後の各事業年度における営業活動によるキャッシュ・フロー（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第百十二条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローをいう。）が零未満であるもの

ロ 次の（一）から（四）までのいずれかに該当するもの

（一） 設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過しているものに限る。）であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は第八号第五号イ（二）若しくは（三）に該当するもの

（二） 設立の日以後の期間が一年以上二年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの、売上高成長率が百分の百二十五を超えるもの又は第八号第五号イ（三）に該当するもの

（三） 設立の日以後の期間が三年以上五年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上高成長率が百分の百二十五を超えるもの

（四） 設立の日以後の期間が三年以上五年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの

2 前項の確認の申請は、前条第一項の確認の申請と同時にしなければならない。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を同条第二項の申請書に添付するものとする。

一 前項第一号に掲げる要件に該当するものであることの確認を受けようとする場合 次のイ及びロに掲げる書類

イ 前項第一号に規定する事業計画に係る事業計画書（事業概要、売上高の見込み及び経営者の略歴が記載されたものに限る。）

ロ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百四十八条第一項に規定する届出書の写し

二 前項第二号に掲げる要件に該当するものであることの確認を受けようとする場合 次のイ及びロに掲げる書類

イ 設立後の各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

ロ 設立後の各事業年度に係るキャッシュ・フロー計算書

3 都道府県知事は、第一項の確認をしないときは、同項の確認の申請の日から、原則として一月以内に、申請者である同項の新規中小企業者に対して、様式第五によりその旨を通知するものとする。

(特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認)

第十一条 法第七条の規定による確認を受けようとする法第六条に規定する特定新規中小企業者は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（第九条第一項の確認を受けた特定新規中小企業者が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあつては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、様式第六による申請書一通を都道府県知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該特定新規中小企業者（第九条第一項の確認を受けていないもの及び同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転したものに限る。以下この号において同じ。）が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 基準日（第一項に規定する株式の払込みの期日（払込みの期間を定めた場合にあっては、出資の履行をした日）又は当該株式が当該特定新規中小企業者の設立に際して発行された場合は、当該設立の日（当該特定新規中小企業者が第八条第五号ハに該当する会社である場合は、当該設立の日の属する年十二月三十一日）をいう。ニ及び第二号イからハまでに同じ。）におけるその株主名簿

ハ 常時使用する従業員数を証する書面

ニ 基準日の属する事業年度の直前事業年度（ホにおいて「基準事業年度」という。）における貸借対照表及び損益計算書（設立事業年度を経過している場合に限り。）

ホ 基準事業年度の直前事業年度又は設立事業年度から基準事業年度の直前事業年度までの事業年度における貸借対照表及び損益計算書（第八条第五号イ（一）に掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。）

ヘ 第八条第五号ロ（一）又はハ（一）に規定する事業計画に係る事業計画書（事業概要及び経営者の略歴が記載されたものに限り。）（同号ロ（一）又はハ（一）に該当するものであることを証する場合に限る。）

ト 設立後の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（第八条第五号ロ（二）に該当するものであることを証する場合に限る。）

チ 定款（会社法第四百六十六条の規定による変更をしていないものに限り。）（第八条第五号ハ及び第六号ハに掲げるもののいずれにも該当するものであることを証する場合に限る。）

リ イからチまでに掲げるもののほか、参考となる書類

二 当該特定新規中小企業者（第九条第一項の確認を受けたもの（同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転していないものに限り。）に限り。）が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ 第九条第四項の確認書（第一項の規定による確認の申請が行われた日の属する事業年度において交付されたものであって、基準日以前に交付されたものに限り。）

ロ 基準日において第八条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当する旨の様式第八による宣言書

ハ 基準日におけるその株主名簿

ニ イからハまでに掲げるもののほか、参考となる書類

三 前項の特定新規中小企業者により発行される株式を同項の個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類

イ 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあったことを証する書面

ロ 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、個人からの金銭による払込みを受けて株式を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約を締結した契約書の写し（第八条第五号ハ及び第六号ハに掲げる要件のいずれにも該当するものであることを証する場合には、当該契約書の写し又は第一項の特定新規中小企業者により発行される株式の管理に関する契約を締結した契約書の写し）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、参考となる書類

三 第一項の特定新規中小企業者により発行される株式を同項の個人が民法組合等（民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約によつて成立する組合又は投資事業有限責任組合をいう。）を通じて取得した場合にあっては、当該特定新規中小企業者は、前項各号に掲げる書類（同項第三号ロに掲げるものを除く。）のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該民法組合等の組合契約書の写し

二 当該民法組合等が取得した当該株式（会社法第五十八條第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九條第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三 様式第九による当該民法組合等が民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三條第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によつて成立するものである旨を誓約する書面

4 都道府県知事は、第一項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対して、同項の個人ごとに様式第十による確認書を交付するものとする。

5 都道府県知事は、前項の確認をしないときは、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対して、同項の個人ごとに様式第十一によりその旨を通知するものとする。

第十二条 第八条第五号イ又はロ及び第六号イ又はロに掲げる要件に該当する特定新規中小企業者（第十条第一項の確認を受けていないものに限り。）は、前条第一項の確認に加え、第十条第一項

第一号又は第二号に該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第一項の様式第六による申請書に代えて、様式第七による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の確認の申請について準用する。この場合において、第十条第二項中「同条第二項」とあるのは「同条第一項」と、同条第三項中「新規中小企業者」とあるのは「特定新規中小企業者」と、「様式第五」とあるのは「様式第十二」と読み替えるものとする。

（外国関係法人等に関する経済産業省令で定める関係）

第十三条 法第十四条第一項の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

一 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。以下この条及び第三十二条において「外国法人等」という。）の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この条及び第三十二条において「株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を特定事業者が所有する関係

二 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等の役員その他これに相当する者（以下この条及び第三十二条において「役員等」という。）の総数の二分の一以上を特定事業者の役員又は職員が占める関係

イ 当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を当該特定事業者が所有していること

ロ 当該特定事業者の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと

三 外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社（特定事業者が前二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外国法人等をいう。以下この条において「子会社等」という。）又は子会社等並びに当該特定事業者が所有する関係

四 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等の役員等の総数の二分の一以上を、子会社等又は子会社等並びに当該特定事業者の役員等又は職員が占める関係

イ 当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等並びに当該特定事業者が所有していること

ロ 子会社等又は子会社等並びに当該特定事業者の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が、当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと

2 この条において「子会社」とは、特定事業者が発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資額の総額の百分の五十以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を所有する関係又は第一号若しくは第二号に該当し、かつ、役員の総数の二分の一以上を当該特定事業者の役員若しくは職員が占める関係を持つている他の事業者をいう。

一 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該特定事業者が所有していること。

二 当該特定事業者の所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額をも下回っていないこと。

(経営革新計画の承認の申請)

第十四条 法第十四条第一項の規定により経営革新計画に係る承認を受けようとする特定事業者は、様式第十三による申請書一通及びその写し一通を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。

一 当該特定事業者（法人である場合に限る。）の定款

二 当該特定事業者（組合等の場合にあつては、当該経営革新計画に参加する全ての構成員）の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

3 法第十四条第一項ただし書の代表者は、三名以内とする。

(経営革新計画の変更に係る承認の申請)

第十五条 法第十五条第一項の規定により経営革新計画の変更に係る承認を受けようとする特定事業者は、様式第十四による申請書一通及びその写し一通を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。

一 当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の実施状況を記載した書類

二 定款に変更があつた場合には、その変更後の定款

三 前条第二項第二号に掲げる書類

(経営力向上設備等の要件)

第十六条 法第十七条第三項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次の表の上欄に掲げる指定設備であつて、次に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、イに掲げる要件に限る。）にも該当するもの

イ 当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。

ロ 当該指定設備が、その属する型式区分（同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。以下この号において同じ。）に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

販売が開始された時期に係る要件

指定設備	減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置	全ての指定設備	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。以下この表において同じ。）開始の日以後の日であること。

器具及び備品	工具	建物附属設備	建物	ソフトウェア
全ての指定設備	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	全ての指定設備	断熱材 断熱窓	設備稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能等を有するもの
当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の六年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の五年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の五年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の五年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。

二 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであること）につき経済産業大臣の承認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限り。）を平均した額・設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

三 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次のイからハまでのいずれかに該当することにつき経済産業大臣の承認を受けたものに限り。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

イ 情報処理技術を用いた遠隔操作を通じて、事業を対面以外の方法により行うこと又は事業に従事する者が現に常時労務を提供している場所以外の場所において常時労務を提供することができるようになること。

ロ 現に実施している事業に関するデータ（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報をいう。次項第三号ロにおいて同じ。）の集約及び分析を情報処理技術を用いて行うことにより、当該事業の工程に関する最新の状況の把握及び経営資源（法第二条第十項に規定する経営資源をいう。以下この号及び次項第三号において同じ。）等の最適化を行うことができるようになること。

ハ 情報処理技術を用いて、現に実施している事業の工程に関する経営資源等の最適化のための指令を状況に応じて自動的に行うことができるようにすること。

四 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次に掲げるいずれかの要件を満たすことが見込まれるものであること）につき経済産業大臣の承認を受けたものに限り。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

イ 当該事業者が行う認定経営力向上計画の実施期間の終了の日を含む事業年度（ロにおいて「計画終了年度」という。）において減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の額を総資産の額で除した値を百分率で表した値が、当該認定経営力向上計画の開始の直前の事業年度（ロにおいて「基準事業年度」という。）における当該値より、次の表の上欄に掲げ

る当該認定経営力向上計画の計画期間（ロにおいて「計画期間」という。）に応じ、同表の下欄に掲げる水準以上上回ることを要する。

計画期間	水準
三年間	〇・三
四年間	〇・四
五年間	〇・五

ロ 計画終了年度の売上高を有形固定資産の帳簿価額で除した値を百分率で表した値が、基準事業年度における当該値より、次の表の上欄に掲げる計画期間に応じ、同表の下欄に掲げる水準以上上回ることを要する。

計画期間	水準
三年間	二パーセント
四年間	二・五パーセント
五年間	三パーセント

前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、コインランドリー業（洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる事業をいう。）又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する設備等とその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの以外の設備等で、次の各号のいずれかに該当するものとする次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次の表の上欄に掲げる指定設備であつて、次に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、イに掲げる要件に限る。）にも該当するものとする。

ロ 当該指定設備が、その属する型式区分（同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。以下この号において同じ。）に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

販売が開始された時期に係る要件

指定設備	対象となるものの用途又は細目
減価償却資産の種類	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。以下この表において同じ。）開始の日以後の日であること。
機械及び装置	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。以下この表において同じ。）開始の日以後の日であること。
器具及び備品	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の

六年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。

当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の五年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。

当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。

当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の五年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。

二

機械及び装置（発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）工具、器具及び備品（医療機器にあつては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものとして、発電の用に供する設備にあつては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして、経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであること）につき経済産業大臣の確認を受けたものに限り。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三年間において増加するものに限り。）を平均した額と設備の取得等をする年度の取得等を

設備の取得価額の合計額

三 機械及び装置（発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）工具、器具及び備品（医療機器にあつては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあつては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次のイからハまでのいずれかに該当することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限り。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

情報処理技術を用いた遠隔操作を通じて、事業を対面以外の方法により行うこと又は事業に従事する者が現に常時労務を提供している場所以外の場所において常時労務を提供することができるようにすること。

ロ 現に実施している事業に関するデータの集約及び分析を情報処理技術を用いて行うことにより、当該事業の工程に関する最新の状況の把握及び経営資源等の最適化を行うことができるようにすること。

ハ 情報処理技術を用いて、現に実施している事業の工程に関する経営資源等の最適化のための指令を状況に応じて自動的に行うことができるようにすること。

四 機械及び装置（発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）工具、器具及び備品（医療機器

にあつては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）、建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあつては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次に掲げるいずれかの要件を満たすことが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限り。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（当該事業者が行う認定経営力向上計画（法第十七条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に記載された設備であつて、当該認定経営力向上計画に従つて事業承継等を行った後に取得又は製作若しくは建設をするものに限る。）

イ 当該事業者が行う認定経営力向上計画（法第十七条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。）の実施期間の終了の日を含む事業年度（ロにおいて「計画終了年度」という。）において減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の額を総資産の額で除した値を百分率で表した値が、当該認定経営力向上計画の開始の直前の事業年度（ロにおいて「基準事業年度」という。）における当該値より、次の表の上欄に掲げる当該認定経営力向上計画の計画期間（ロにおいて「計画期間」という。）に応じ、同表の下欄に掲げる水準以上上回ること。

計画期間	水準
三年間	〇・三
四年間	〇・四
五年間	〇・五

ロ 計画終了年度の売上高を有形固定資産の帳簿価額で除した値を百分率で表した値が、基準事業年度における当該値より、次の表の上欄に掲げる計画期間に応じ、同表の下欄に掲げる水準以上上回ること。

計画期間	水準
三年間	二パーセント
四年間	二・五パーセント
五年間	三パーセント

（純資産の額が一定の額以上であることその他の要件）
第十七条 法第十七条第五項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 法第十七条第一項の認定の申請の日（法第十八条第一項の変更の認定の申請の日を含む。次号において「認定申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表（次号において単に「貸借対照表」という。）上の純資産の額が零を超えること。
- 二 貸借対照表上の社債及び借入金合計額から貸借対照表上の現金及び預貯金の合計額を控除して得た額を、認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の損益計算書上の営業利益の額に減価償却費を加えた額で除して得た値が十五以内であること。

（事業再編投資計画の認定の申請）

第十八条 法第二十条第一項の規定により事業再編投資計画に係る認定を受けようとする投資事業有限責任組合は、様式第十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
- 一 当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し
- 二 当該投資事業有限責任組合の組合契約の登記をしたことを証する登記事項証明書
- 三 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の直近の計算書類
- 四 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導の知識及び経験を有することを証する書類
- 五 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 当該投資事業有限責任組合が事業再編投資を実施するに当たり法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号において同じ。）を必要とする場合、当該許認可等があったことを証する書類

ロ 当該投資事業有限責任組合が事業再編投資を実施するに当たり法令上行政機関に届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。以下この号において同じ。）をしなければならない場合、当該届出をしたことを証する書類

六 当該投資事業有限責任組合の収益の目標を定める書類

七 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ロ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ホ 認定事業再編投資組合が法第二十一条第二項の規定により認定を取り消された時において当該認定事業再編投資組合の無限責任組合員であつた者であつて、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ 法人でその役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ 暴力団員等

ロ 法人でその役員のうちにイに該当する者があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（事業再編投資計画の認定）

第十九条 経済産業大臣は、法第二十条第一項の規定により事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

「中小企業等経営強化法第二十条第一項の規定に基づき同法第十三項に規定する事業再編投資を実施する事業再編投資計画として認定する。」

2 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十六による書面を当該投資事業有限責任組合に交付するものとする。

（事業再編投資計画の変更に係る認定の申請）

第二十条 法第二十一条第一項の規定により事業再編投資計画の変更に係る認定を受けようとする認定事業再編投資組合は、様式第十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該事業再編投資計画に従つて行われる事業再編投資の実施状況を記載した書類

二 第十八条第二項に掲げる書類

3 経済産業大臣は、法第二十一条第一項の変更の認定の申請に係る事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定事業再編投資組合に交付するものとする。

「中小企業等経営強化法第二十一条第一項の規定に基づき認定する。」

4 経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八による書面を当該認定事業再編投資組合に交付するものとする。

(認定事業再編投資計画の認定の取消し)

第二十一条 経済産業大臣は、法第二十一条第二項の規定により認定事業再編投資計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十九による書面を当該認定を取り消す認定事業再編投資組合に交付するものとする。

(経営力向上関連保証の資金の要件)

第二十二條 法第二十二條第一項の規定する認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものは、認定経営力向上事業のうち新事業活動、事業承継等又は事業承継等事前調査に必要な資金とする。

(導入促進基本計画の協議)

第二十三條 法第四十九條第一項の規定により導入促進基本計画の同意を得ようとする市町村の長は、様式第二十による協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

(導入促進基本計画の変更の協議)

第二十四條 法第五十條第一項の規定により導入促進基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村の長は、様式第二十一による変更協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

(先端設備等導入計画の認定の申請)

第二十五條 法第五十二條第一項の規定により先端設備等導入計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十二による申請書一通を同項に規定する特定市町村の長（以下この条及び次条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書（第五項において「申請書」という。）には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。

3 第一項の中小企業者が第七條第二項に規定する先端設備等取得する場合においては、あらかじめ、同項に規定する要件に該当することを証する書類を添付して、これを特定市町村の長に提出しなければならない。

4 当該先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度又は当該日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第十条の五の四第三項第八号又は第四十二條の十二の五第三項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項において同じ。）から当該日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。

5 特定市町村の長は、申請書及び第二項から前項までの書類のほか、基本方針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

(先端設備等導入計画の変更に係る認定の申請)

第二十六條 法第五十三條第一項の規定により先端設備等導入計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十三による申請書一通を特定市町村の長に提出しなければならない。

2 前項の申請書（次項において「申請書」という。）には、当該先端設備等導入計画に従って行われる先端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 申請書には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。

4 第一項の中小企業者が取得する先端設備等を変更しようとする場合であつて、その変更後の先端設備等が第七條第二項に規定するものであるときは、あらかじめ、同項に規定する要件に該当することを証する書類を特定市町村の長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第二十七條 法第五十五條第三項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、同条第一項に規定する事業継続力強化計画作成指針に定める事項の実質的な変更を伴わないものとする。

(事業継続力強化計画の認定の申請)

第二十八條 法第五十六條第一項の規定により事業継続力強化計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 過去において認定事業継続力強化を行った又は現に認定事業継続力強化を行っている中小企業者であつて、新たに法第五十六條第一項の認定を受けようとするものは、前項の申請書には、直近の認定事業継続力強化の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の申請書には、経済産業大臣が同項の認定を行うに当たつて参考となる、事業継続力強化に係る事項を記載した書類を添付することができる。

(事業継続力強化設備等の要件)

第二十九條 法第五十六條第二項第二号ロの事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定める設備等は、次の表に掲げる設備等のうち、認定事業継続力強化計画における同項第一号に掲げる目標の達成及び同項第二号に掲げる内容の実現又は認定連携事業継続力強化計画における法第五十八條第二項第一号に掲げる目標の達成及び同項第三号に掲げる内容の実現に資するものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものとする。

減価償却対象となるものの用途又は細目

減価償却資産

の種類

機械及び自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。

一 自家発電設備 浄水装置、揚水ポンプその他の自然災害に起因する電気、ガス又は水道水の供給の停止の影響の軽減に資する機能を有するもの

二 排水ポンプその他の自然災害に起因する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの

三 耐震装置、制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの

器具及全ての設備

建物附属設備（照明設備を含む。）

給排水又は衛生設備及びガス設備

格納式避難設備

可動間仕切り

自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。

一 耐震装置、制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの

二 防水シャッターその他の自然災害に起因する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの

(事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請)

第三十條 法第五十七條第一項の規定により事業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該事業継続力強化計画に従って行われる事業継続力強化の実施状況を記載した書類

二 第二十八條第三項の規定により添付した書類に変更があつた場合には、その変更後の書類

3 第一項の申請書には、経済産業大臣が同項の認定を行うに当たつて参考となる、事業継続力強化に係る事項を記載した書類を添付することができる。

（連携事業継続力強化計画の認定の申請）

第三十一条 法第五十八条第一項の規定により連携事業継続力強化計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 連携事業継続力強化を行う大企業者がある場合は、当該大企業者の当該連携事業継続力強化計画に関する同意書の写し

二 過去において認定連携事業継続力強化を行った又は現に認定連携事業継続力強化を行っている中小企業者であつて、新たに法第五十九条第一項の認定を受けようとするものは、直近の認定連携事業継続力強化の実施状況を記載した書類

3 第一項の申請書には、経済産業大臣が同項の認定を行うに当たって参考となる、連携事業継続力強化に係る事項を記載した書類を添付することができる。

4 法第五十八条第一項の代表者は、一名とする。

（外国関係法人等に関する経済産業省令で定める関係）

第三十二条 法第五十八条第二項第二号の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

一 外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を中小企業者が所有する関係

二 次のイ又はロに該当し、かつ、役員等の総数の二分の一以上を中小企業者の役員又は職員が占める関係

イ 当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を当該中小企業者が所有していること。

ロ 当該中小企業者の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

三 外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社（中小企業者が前二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外国法人等をいう。以下この項において「子会社等」という。）又は子会社等及び当該中小企業者が所有する関係

四 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等の役員等の総数の二分の一以上を、子会社等又は子会社等及び当該中小企業者の役員等又は職員が占める関係

イ 当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該中小企業者が所有していること。

ロ 子会社等又は子会社等及び当該中小企業者の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が、当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

2 この条において「子会社」とは、中小企業者が発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資額の総額の百分の五十以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を所有する関係又は第一号若しくは第二号に該当し、かつ、役員等の総数の二分の一以上を当該中小企業者の役員若しくは職員が占める関係を持つている他の事業者をいう。

一 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該中小企業者が所有していること。

二 当該中小企業者の所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額をも下回っていないこと。

（連携事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請）

第三十三条 法第五十九条第一項の規定により連携事業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該連携事業継続力強化計画に従って行われる連携事業継続力強化の実施状況を記載した書類

二 第三十一条第二項第一号の規定により添付した書類に係る同号に規定する同意書に変更があつた場合には、その変更後の写し

三 第三十一条第三項の規定により添付した書類に変更があつた場合には、その変更後の書類

3 第一項の申請書には、経済産業大臣が同項の認定を行うに当たって参考となる、連携事業継続力強化に係る事項を記載した書類を添付することができる。

（認定連携事業継続力強化の実施に必要な資金の要件）

第三十四条 法第六十一条第六項の経済産業省令で定めるものは、認定連携事業継続力強化計画の実施期間内において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域内又は突発的な事由として経済産業大臣が指定するものに起因して、事業所を有する事業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する認定連携事業継続力強化を行う大企業者（法第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものに限る。以下この条において同じ。）又は事業所を有する事業者と共同で認定連携事業継続力強化を行う大企業者が、認定連携事業継続力強化の実施に必要な資金とする。

2 法第六十三条第三項の経済産業省令で定めるものは、認定連携事業継続力強化計画の実施期間内において、災害救助法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域内又は突発的な事由として経済産業大臣が指定するものに起因して、事業所を有する事業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する認定連携事業継続力強化を行う大企業者又は事業所を有する事業者と共同で認定連携事業継続力強化を行う大企業者が、認定連携事業継続力強化の実施に必要な資金とする。

第三十五条 法第七十二条第二項の規定により都道府県知事が法第十四条第一項又は法第十五条第一項の規定による承認をした場合には、速やかに申請書の写しに承認した旨を付記して、当該都道府県を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に、送付しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年九月二九日通商産業省令第一五九号）

この省令は、平成二十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二十三年二月二日経済産業省令第二三二号）

この省令は、経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律の施行の日（平成十四年一月一日）から施行する。

附 則（平成一七年四月二三日経済産業省令第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行規則及び新事業創出促進法施行規則の廃止）

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行規則（平成七年通商産業省令第三十八号）

二 新事業創出促進法施行規則（平成十一年通商産業省令第六号）

附則（平成一七年五月二日経済産業省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日経済産業省令第六三号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日経済産業省令第二三三号）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第七条に規定する特定新規中小企業者の発行する株式を払込みにより個人が取得した場合における法第八条の規定による確認に係る特定新規中小企業者の要件については、なお従前の例による。

附則（平成一九年九月二八日経済産業省令第六六号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

附則（平成二〇年四月三〇日経済産業省令第三三三号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

附則（平成二四年八月三〇日経済産業省令第五八号）

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。

附則（平成二五年九月二五日経済産業省令第四九号）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二五年九月二五日から施行する。

（特定新規中小企業者の確認に関する経過措置）

第二条 経済産業大臣は、新規中小企業者がこの省令による改正前の様式第一による申請書を平成二五年十月二十五日までに経済産業大臣に提出したときは、その者に対し、なお従前の例により確認書を交付すること又は確認をしない旨の通知をすることができる。

（特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認に関する経過措置）

第三条 経済産業大臣は、特定新規中小企業者がこの省令による改正前の様式第四による申請書、様式第五による宣言書及び様式第六による書面を平成二五年十月二十五日までに経済産業大臣に提出したときは、その者に対し、なお従前の例により確認書を交付すること又は確認をしない旨の通知をすることができる。

附則（平成二六年九月二九日経済産業省令第五一〇号）

この省令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年十月一日）から施行する。

附則（平成二八年三月二四日経済産業省令第二九号）

この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年六月三〇日経済産業省令第八一〇号）

この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二九年三月一四日経済産業省令第二二二号）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二九年三月十五日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に認定の申請がされている経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十三条第一項に規定する経営力向上計画をいう。）に記載されている経営力向上設備等の要件については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年七月六日経済産業省令第三九号）

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

附則（平成三一年三月二九日経済産業省令第四一〇号）
（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の中小企業等経営強化法施行規則第八条第二項の規定は、中小企業者等（中小企業等経営強化法第二条第二項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）がこの省令の施行の日以後に受ける同法第十三条第一項の認定（同法第十四条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「認定」という。）のうち同日以後に申請がされるものに係る経営力向上計画（同法第十三条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）に記載された同条第三項に規定する経営力向上設備等（機械及び装置並びに建物附属設備に限る。）について適用し、中小企業者等が、同日前に受けた認定及び同日以後に受ける認定のうち同日前に申請がされたものに係る経営力向上計画に記載された同項に規定する経営力向上設備等（機械及び装置並びに建物附属設備に限る。）については、なお従前の例による。

附則（令和元年七月一日経済産業省令第一七〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年七月五日経済産業省令第一九〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年七月二二日経済産業省令第二〇〇号）

この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

附則（令和二年三月三一日経済産業省令第二六号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年四月三〇日経済産業省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年九月一六日経済産業省令第七五号）
（施行期日）

第一条 この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 経営革新計画の承認の申請については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和二年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第三条 この省令の施行の際現に承認を受けている経営革新計画及び前条の規定によりなお従前の例により申請して承認を受けている経営革新計画の変更に係る承認の申請については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 前二条の規定によりなお従前の例により申請された経営革新計画に係る承認については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二二号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年三月三十一日経済産業省令第二四号）

この省令は、科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日経済産業省令第三四号）**（施行期日）**

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の中小企業等経営強化法施行規則第二十四条の規定は、中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）がこの省令の施行の日以後に受ける同法第五十条第一項又は第五十二条第一項の認定（同法第五十一条第一項又は第五十三条第一項の規定による変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）のうち同日以後に申請がされるものに係る事業継続力強化計画（同法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画をいう。以下同じ。）又は連携事業継続力強化計画（同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。以下同じ。）に記載された同法第五十条第二項第二号ロ又は第五十二条第二項第三号ロに規定する事業継続力強化設備等（建物附属設備に限る。以下単に「事業継続力強化設備等」という。）について適用し、中小企業者が、同日前に受けた認定及び同日以後に受ける認定のうち同日前に申請がされたものに係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に記載された事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

附 則（令和三年六月二十六日経済産業省令第三五号）**（施行期日）**

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の様式により使用されている書類は、第二条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和三年七月三十一日経済産業省令第六五号）

1 この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。ただし、第三条のうち中小企業等経営強化法施行規則第三十四条に第二項を加える改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 経営革新計画の承認の申請については、この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則の規定にかかわらず、令和三年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に承認を受けている経営革新計画及び前項の規定によりなお従前の例により申請して承認を受けている経営革新計画の変更に係る承認の申請については、この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和四年二月一日経済産業省令第八号）**（施行期日）**

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和四年三月三十一日経済産業省令第二九号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年六月二十七日経済産業省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年八月三十一日経済産業省令第六七号）**（施行期日）**

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に認定の申請がされている経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。）に記載されている純資産の額が一定の額以上であることその他の要件については、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月三十一日経済産業省令第二一号）**（施行期日）**

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（先端設備等導入計画に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則（以下「新規規則」という。）第七條の規定は、中小企業者（中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。附則第五条において同じ。）がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第五十二条第一項の規定により申請する先端設備等導入計画（法第五十二条第一項に規定する先端設備等導入計画をいう。第三項において同じ。）であつて施行日以後に同項の認定を受けようとするものに記載された先端設備等（法第十四条に規定する先端設備等をいう。）について適用する。

2 施行日前にされた法第五十二条第一項の認定の申請又は法第五十三条第一項の変更の認定の申請であつて、この省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

3 施行日前にされた法第五十二条第一項の認定の申請に係る先端設備等導入計画に係る法第五十三条第一項の変更の認定の申請に係る処分については、なお従前の例による。

第三条 新規規則第八條の規定は、施行日以後に特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認に関する経過措置（特定新規中小企業者の確認及び特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認に関する経過措置）中小企業者をいう。以下この条において同じ。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合について適用し、施行日前に特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合については、なお従前の例による。

2 施行日前にされたこの省令による改正前の中小企業等経営強化法施行規則（次項において「旧規則」という。）第九条第一項又は第十条第一項の規定による確認の申請であつて、この省令の施行の際確認をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

3 特定新規中小企業者は、施行日以後に当該特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合においては、施行日前に受けた旧規則第九条第一項又は第十条第一項の規定による確認に係る旧規則第九条第四項の様式第三による確認書を、新規規則第十一条第一項の申請書に同条第二項第二号イに掲げる書類として添付することができる。この場合において、旧規則様式第三による確認書は、施行日後も、なおその効力を有する。

（経営力向上計画に関する経過措置）

第四条 新規規則第十六条第二項の規定は、特定事業者等（法第二条第六項に規定する特定事業者等をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に受ける法第十七条第一項の規定の認定（法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において「認定」と総称する。）のうち施行日以後に申請がされるものに係る経営力向上計画（法第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下この条において同じ。）に記載された法第十七条第三項に規定する経営力向上設備等について適用し、特定事業者等が、施行日前に受けた認定及び施行日以後に受ける認

定のうち施行日前に申請がされたものに係る経営力向上計画に記載された同項に規定する経営力向上設備等については、なお従前の例による。

（事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画に関する経過措置）

第五条 新規則第二十九条の規定は、中小企業者が施行日以後に受ける法第五十六条第一項又は第五十八条第一項の認定（法第五十七条第一項又は第五十九条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において「認定」と総称する。）のうち施行日以後に申請がされるものに係る事業継続力強化計画（法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画をいう。以下この条において同じ。）又は連携事業継続力強化計画（法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。以下この条において同じ。）に記載された法第五十六条第二項第二号又は第五十八条第二項第三号に規定する事業継続力強化設備等（機械及び装置並びに建物附属設備に限る。以下この条において「事業継続力強化設備等」という。）について適用し、中小企業者が、施行日前に受けた認定及び施行日以後に受ける認定のうち施行日前に申請がされたものに係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に記載された事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

様式第1（第9条関係）

様式第1（第9条関係）

（表面）

申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名

中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第9条第1項の規定による規則第8条第1号から第4号まで、第5号（イ、ロ）及び第6号（イ、ロ）に掲げる要件に該当することの確認を受けたいので申請します。また、裏面注意事項に同意します。

（裏面）

注意事項

1 払込み後速やかに中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第7条に規定する確認申請を行うこと。 ☐

2 法第7条の規定による確認（以下「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、都道府県知事に規則第9条第4項の確認書（以下「事前確認書」という。）を提出すること。 ☐

3 事前確認書は申請が行われた日の属する事業年度内であって、申請者の主たる事務所が申請を行った都道府県に引き続き所在するときに限り有効であること。 ☐

4 規則第8条各号（第5号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ、第6号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ）に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその他事前確認書の申請が行われた日の属する事業年度において事前確認書が不要になったときは、直ちに事前確認書を都道府県知事に返納すること。 ☐

5 株式の払込みの期日において同条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段により規則第9条第1項の確認（以下「事前確認」という。）を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。 ☐

6 事前確認は、政府又は地方公共団体として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではないことを投資家に伝達すること。 ☐

7 エンジェル税制に関する経済産業省のホームページを確認する旨、投資家に伝達すること。 ☐

8 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当しない会社であって、かつ、役員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者がいないこと。 ☐

9 暴力団又は暴力団員等の統制の下にない会社であること。 ☐

10 公の秩序又は善良の風俗を害するような活動を行わないこと。 ☐

上記注意事項に同意する場合には、上記口内に印をつけること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

1 中小企業等経営強化法施行規則第9条第1項の規定による、規則第8条第1号から第4号まで、第5号（イ、ロ）及び第6号（イ、ロ）に掲げる要件に該当することの確認を受けたいので申請します。

該当するものに丸をつける。

様式第2（第10条関係）

様式第2（第10条関係）

（表面）

申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名

中小企業等経営強化法施行規則第9条第1項の規定による確認及び同令第10条第1項の規定による確認を受けたいので申請します。また、裏面注意事項に同意します。

（裏面）

注意事項

1 払込み後速やかに中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第7条に規定する確認申請を行うこと。 ☐

2 法第7条の規定による確認（以下「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、都道府県知事に中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第9条第4項の確認書（以下「事前確認書」という。）を提出すること。 ☐

3 事前確認書は申請が行われた日の属する事業年度内であって、申請者の主たる事務所が申請を行った都道府県に引き続き所在するときに限り有効であること。 ☐

4 規則第8条各号（第5号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ、第6号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ、以下同じ。）に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその他事前確認書の申請が行われた日の属する事業年度において事前確認書が不要になったときは、直ちに事前確認書を都道府県知事に返納すること。 ☐

5 株式の払込みの期日において規則第8条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段により規則第9条第1項の確認（以下「事前確認」という。）を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。 ☐

6 事前確認は、政府又は地方公共団体として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではないことを投資家に伝達すること。 ☐

7 エンジェル税制に関する経済産業省のホームページを確認する旨、投資家に伝達すること。 ☐

8 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当しない会社であって、かつ、役員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者がいないこと。 ☐

9 暴力団又は暴力団員等の統制の下にない会社であること。 ☐

10 公の秩序又は善良の風俗を害するような活動を行わないこと。 ☐

上記注意事項に同意する場合には、上記口内に印をつけること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第9条関係）

確認書（エンジェル税制事前確認書）

番
年

月

号
日

会 社 所 在 地

会 社 名

役職・代表者の氏名 殿

都道府県知事 名

年 月 日付けの下記の確認申請について、中小企業等経営強化法施行規則第9条第1項の規定に基づき、次の〔1、2、3、4〕のいずれかに該当することを確認します。

記

1 次の一及び二のいずれにも該当すること。

一 中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）規則第8条第1号から第4号までに該当すること。

第1号 株式会社であること

第2号 未上場会社であること

第3号 大規模会社の子会社でないこと

第4号 風俗営業等を行っていないこと

二 規則第8条第5号イ及び第6号イに該当すること。

イ 業種

ロ 資本金額 万円

ハ 従業員数 人

ニ 設立年月日 年 月 日

ホ 次の[1]から[4]までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。

[1] 収入金額に対する試験研究費等の割合 % （3%以上又は5%以上）

[2] 研究者の人数 人（ % ）（2人以上かつ10%以上）

[3] 新事業活動従事者の人数 人（ % ）（2人以上かつ10%以上）

[4] 売上高成長率 % （25%以上）

ヘ 外部資本が1/6以上であること

2 1の一及び二のいずれにも該当し、かつ、規則第10条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すること。

3 次の一及び二のいずれにも該当すること。

一 規則第8条第1号から第4号までに該当すること。

第1号 株式会社であること

第2号 未上場会社であること

第3号 大規模会社の子会社でないこと

第4号 風俗営業等を行っていないこと

二 規則第8条第5号ロ及び第6号ロに該当すること。

イ 業種

ロ 資本金額 万円

ハ 従業員数 人

ニ 設立年月日 年 月 日

ホ 次の[1]から[4]までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。

[1] 収入金額に対する試験研究費等の割合 % （3%以上又は5%以上）

[2] 研究者の人数 人（ % ）（2人以上かつ10%以上）

[3] 新事業活動従事者の人数 人（ % ）（2人以上かつ10%以上）

[4] 売上高成長率 % （25%以上）

ヘ 次の[1]又は[2]に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

[1] 設立1年未満かつ設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）を経過していない場合、事業計画（出資金に対する試験研究費等の割合が30%を超える見込みを記載したもの）（有）

[2] 設立後最初の事業年度を経過している場合、次の(i)及び(ii)のいずれにも該当すること。

(i) 次の(i)又は(ii)に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(i) 売上高 (0)

(ii) 出資金に対する試験研究費等の割合 % （30%以上）

(ii) 営業損益 (0未満)

ト 外部資本が1/20以上であること

4 3の一及び二のいずれにも該当し、かつ、規則第10条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すること。

この確認書の有効期間は 年 月 日までです。

(1) この確認書は本店所在地が（都・道・府・県）にある限り有効です。

(2) この確認が行われたことについては、希望しない旨の意思表示があった場合を除き、エンジェル税制に関する経済産業省のホームページにおいて公表されます。（併せて、都道府県のホームページ等において公表することがあります。）

(3) 株式の払込みの期日において規則第8条各号（第5号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ、第6号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ、以下同じ。）に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他の不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、中小企業等経営強化法第7条の確認（エンジェル税制の確認）を受けられないことがあります。

(4) この確認は、政府又は地方公共団体として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではありません。

(5) 注意事項を遵守してください。

- 注意事項
- 1 払込後速やかに中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第7条に規定する確認申請を行うこと。

2 法第7条の規定による確認（以下「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、都道府県知事にこの確認書を提出すること。

3 規則第8条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその

- 他この確認書の申請が行われた日の属する事業年度においてこの確認書が不要になったときは、直ちにこの確認書を都道府県知事に返納すること。
- 4 株式の払込みの期日において規則第8条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他の不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。
- 5 この確認は、政府又は地方公共団体として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではないことを投資家に伝達すること。
- 6 エンジェル税制に関する経済産業省のホームページを確認する旨、投資家に伝達すること。
- 7 公の秩序又は善良の風俗を害するような活動を行わないこと。
- (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- (記載要領)
- 1 中小企業等経営強化法施行規則第9条第1項の規定に基づき、次の〔1、2、3、4〕のいずれかに該当することを確認します。
- 該当するものに丸をつける。
- 2 1のこのホ 次の[i]から[d]までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- [i]から[d]までのいずれかのうち、申請者が証する要件を選択して記載する。
- 3 3のこのホ 次の[i]から[d]までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- [i]から[d]までのいずれかのうち、申請者が証する要件を選択して記載する。
- 4 3のこのへ②(i) 次の(i)又は(ii)に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- (i)又は(ii)のいずれかのうち、申請者が証する要件を選択して記載する。

様式第4

中小企業等経営強化法施行規則第9条第5項の規定に係る確認をしない旨の通知書

番 号
年 月 日

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名 殿

都道府県知事 印

年 月 日付けの中小企業等経営強化法施行規則第9条第1項に係る確認の申請については、下記の理由により確認をしません。

記

確認をしない理由
(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
(記載要領)
確認をしない理由を具体的に記載する。

様式第5

中小企業等経営強化法施行規則第10条第3項の規定
に係る確認をしない旨の通知書

番 号
年 月 日

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名 殿

都道府県知事 印

年 月 日付けの中小企業等経営強化法施行規則第10条第1項に係る確認の申請について、下記の理由により確認をしません。

記

確認をしない理由
(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
(記載要領)
確認をしない理由を具体的に記載する。

様式第6（第11条関係）

申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名

中小企業等経営強化法第7条の規定による確認を受けたいので、下記のとおり申請します。また、注意事項に同意します。

記

- 1 中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第8条第5号「イ、ロ、ハ」及び第6号「イ、ロ、ハ」に該当すること
- 2 個人の氏名及び住所
- 3 取得株式数 株
- 4 払込金額 1株 円
- 5 払込金額の総額 円
- 6 基準日 年 月 日
- 7 事業沿革

注意事項

- 1 規則第8条第5号ハ及び第6号ハに該当することの確認を受ける場合、その会社の主たる事業が、他の事業者からその全部または一部を譲り受けたものでないこと。 ☐
上記注意事項に同意する場合には、上記□内に印をつけること。
(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- (記載要領)
- 1 中小企業等経営強化法施行規則第8条第5号「イ、ロ、ハ」及び第6号「イ、ロ、ハ」に該当すること
該当するものに丸をつける。
- 2 個人の氏名及び住所
株式を個人が民法組合等（民法第667条第1項に規定する組合規約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の名称及び所在地並びに当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員（投資事業有限責任組合にあっては無限責任組合員）の名称及び所在地並びに当該個人の出資価額割合を追記する。
- 3 取得株式数
株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の取得株式数を追記する。
- 5 払込金額の総額
株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合は、当該取得に係る全ての民法組合等の出資の総額を追記する。
- 6 基準日
規則第11条第2項第1号ロに規定する基準日を記載する。
- 7 事業沿革
規則第8条第5号ハ及び第6号ハに該当することの確認を受ける場合に限り、記載する。

様式第7（第12条関係）

申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名

中小企業等経営強化法第7条の規定に係る確認及び中小企業等経営強化法施行規則第12条第1項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第8条第5号〔イ、ロ〕及び第6号〔イ、ロ〕に該当すること

2 個人の氏名及び住所

3 取得株式数 株

4 払込金額 1株 円

5 払込金額の総額 円

6 基準日 年 月 日

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1 中小企業等経営強化法施行規則第8条第5号〔イ、ロ〕及び第6号〔イ、ロ〕に該当すること

該当するものに丸をつける。

2 個人の氏名及び住所

株式を個人が民法組合等（民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の名称及び所在地並びに当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員（投資事業有限責任組合にあっては無限責任組合員）の名称及び所在地並びに当該個人の出資価額割合を追記する。

3 取得株式数

株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の取得株式数を追記する。

5 払込金額の総額

株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合は、当該取得に係る全ての民法組合等の出資の総額を追記する。

6 基準日

規則第11条第2項第1号ロに規定する基準日を記載する。

様式第8（第11条関係）

宣言書

年 月 日

都道府県知事 殿

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名

当社は、〔 年 月 日の払込期日、成立の日〕において、中小企業等経営強化法施行規則第8条各号（第5号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ、第6号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ）に掲げる「特定新規中小企業者」の要件に該当することを宣言します。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1 〔 年 月 日の払込期日、成立の日〕

日付を記入の上、該当するものに丸をつける。

様式第9 (平17経産令44・追加、平18経産令22・旧様式第3様下、平20経産令49・一部改正、令元経産令20・旧様式第4様下、令2経産令39・一部改正)

民法組合等であることの誓約書

年 月 日

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名 殿

組 合 所 在 地
組 合 名
役職・代表者の氏名

当組合は、下記の事項について誓約します。

記

- 1 組合契約の種類
当組合は、民法第667条第1項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものであること。
- 2 上記1の契約を締結する個人又は民法組合等
氏名（名称）
住所（所在地）
- 3 上記の者の出資価額割合

様式第10（第11条関係）

確認書

番 号
年 月 日

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名 殿

都道府県知事 名

年 月 日付けの下記の確認申請について、中小企業等経営強化法第7条の規定に基づき確認します。

記

- 1 中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第8条第5号〔イ、ロ、ハ〕及び第6号〔イ、ロ、ハ〕に該当すること
- 2 個人の氏名及び住所
- 3 取得株式数 株
- 4 払込金額 1 株 円
- 5 払込金額の総額 円
- 6 基準日 年 月 日
- 7 規則第10条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すること
- (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- (記載要領)
- 1 中小企業等経営強化法施行規則第8条第5号〔イ、ロ、ハ〕及び第6号〔イ、ロ、ハ〕に該当すること
該当するものに丸をつける。
- 2 個人の氏名及び住所
株式を個人が民法組合等（民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の名称及び所在地並びに当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員（投資事業有限責任組合にあっては無限責任組合員）の名称及び所在地並びに当該個人の出資価額割合を追記する。
- 3 取得株式数
株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の取得株式数を追記する。
- 5 払込み金額の総額
株式を個人が民法組合等を通じて取得した場合は、当該取得に係る全ての民法組合等の出資の総額を追記する。
- 6 基準日
規則第11条第2項第1号ロに規定する基準日を記載する。
- 7 規則第10条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すること
中小企業等経営強化法施行規則第10条第1項の規定に係る都道府県知事の確認を受けていない場合及び同規則第12条第1項の規定に係る都道府県知事の確認を行わない場合には、取り消し線を引く。

様式第 11 (平19経産令23・令改・旧様式第8様下、平20経産令49・平20経産令29・平20経産令61・令元経産令17・一部改正、令元経産令30・旧様式第8様下)

中小企業等経営強化法第7条の規定に係る確認をしない旨の通知

番 号
年 月 日

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名 殿

都道府県知事 印

年 月 日付けの中小企業等経営強化法第7条に係る確認の申請については、下記の理由により確認をしません。

記

- 1 個人の氏名及び住所
- 2 確認をしない理由
(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
(記載要領)
確認をしない理由を具体的に記載する。

様式第12 中小企業等経営強化法施行規則第12条第2項の規定に係る確認をしない旨の通知書

番 号
年 月 日

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名 殿

都道府県知事 印

年 月 日付けの中小企業等経営強化法施行規則第12条第1項に係る確認の申請については、下記の理由により確認をしません。

記

- 確認をしない理由
(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
(記載要領)
確認をしない理由を具体的に記載する。

様式第13

経営革新計画に係る承認申請書

年 月 日

行政庁名 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、経営革新計画の必要事項を記載すること。ただし、経営革新計画を共同で実施、作成する場合にあっては、別表3及び別表4については、参加する特定事業者毎に記載すること。

様式第13の申請者名は、共同で経営革新計画を実施する場合においては、当該計画の代表者の名称及びその代表者を記載し、代表者以外の経営革新計画参加企業については、申請書の余白に企業名を記載すること。

1 経営革新の目標

別表1の該当する欄に記載すること。

2 経営革新による経営の向上の程度を示す指標

別表1の該当する欄に記載すること。経営の向上の程度を示す指標は、付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の合計額)又は一人当たりの付加価値額のいずれか及び給与支給総額(役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当(残業手当、休日出勤手当、家族(扶養)手当、住宅手当等)を含み、給与所得とされない手当(退職手当等)及び福利厚生費は含まない。以下、「各種手当」という。)を用いること。付加価値額及び一人当たりの付加価値額並びに給与支給総額をそれぞれ記載すること。

- (1) 人件費は、以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出すること。
 - ・売上原価に含まれる労務費(福利厚生費、退職金等を含んだもの)
 - ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
 - ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用
- (2) 減価償却費は、以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、各費用項目について把握できない場合においては、当該項目については省くこと。
 - ・減価償却費(繰延資産の償却額を含む。)
 - ・リース・レンタル費用(損金算入されるもの)

(3) 一人当たりの付加価値額

- ・勤務時間によって人数を調整すること。
- ・従業員数の定義については、付加価値額の定義と整合性のとれるものとする必要がある。例えば、派遣労働者や短時間労働者に係る経費を付加価値額に算入した場合は、分母にも加える必要がある。(その際には、勤務時間によって人数を調整する必要がある。)
- ・伸び率の算出は、小数点以下第2位を四捨五入したものを記載すること。

3 経営革新の計画期間

別表1の「計画期間又は事業期間」等に関する記載方法は、次のとおりとする。

- (1) 研究開発を実施する期間(以下「研究開発期間」という。)がある場合
「計画期間又は事業期間」欄には、計画期間として、3年間ないし8年間の期間を記載すること。その上で、「研究開発期間」欄には、研究開発を実施する期間を記載し、「事業期間」欄には、計画期間のうち研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間として、3年間ないし5年間の期間を記載すること。
- (2) 研究開発を実施する期間がない場合
「計画期間又は事業期間」欄及び「事業期間」欄に、事業期間として、研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間として、3年間ないし5年間の期間を記載すること。
「研究開発期間」欄は記載不要。

4 経営革新の内容及び実施時期

別表1の「経営革新の実施に係る内容」欄及び別表2に記載すること。経営革新の内容については、新事業活動の類型に則して、新たな取組の内容を具体的に記述すること。なお、別表2の記載方法は、次のとおりとする。

- (1) 番号は、1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように、実施項目を関連付けて記載すること。
- (2) 実施項目は、具体的な実施内容を記載すること。
- (3) 評価基準は、定量化できるものは定量化した基準を設定することとするが、定性的な基準でも可とする。
- (4) 評価頻度は、自社で計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載すること。
- (5) 実施時期は、実施項目を開始する時期を4半期単位で記載すること。1-1は初年の最初の四半期に開始、3-4は3年目の第4四半期に開始することを示す。

5 経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

別表3に記載すること。直近3年間の決算書から記入すること。創業3年未満の場合は記入できる範囲を記載すること。また、資金調達額については、計画期間の間のみ記載し、経営革新計画に係る設備投資計画及び運転資金計画を予定している者は、併せて別表4に記載すること。

6 組合等が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金を賦課しようとする場合にあっては、その賦課の基準

別表5に記載すること。賦課の基準については、生産数量(金額)、従業員数、出資金

等具体的に記載すること。

7 その他

別表1の「申請者名・資本金・業種」欄の業種は、日本標準産業分類に掲げる小分類を記載すること。「実施体制」欄は、自社の経営革新を大学・公設試験研究機関・他の企業などと連携して行う場合には、その連携先と連携内容について記載すること。別表2の実績欄は、経営革新計画が実施された後、申請者が計画の実施状況を把握することを容易にするためのもので、申請の段階で記載する必要はないが、計画の進捗に応じ以下のとおり記載すること。

実施状況	◎計画どおり実行できた。 △実行したが不十分だった。	○ほぼ計画どおり実行できた。 ×ほとんど実行できなかった。
効果	◎効果が十分上った。 △効果が不十分だった。	○ほぼ予定していた効果が得られた。 ×ほとんど効果がなかった。
対策	実施状況に応じて、実施する取組を追加することとした場合は、追加した実施項目を別表2に記載すること。	

(別表1)

経営革新計画

申請者名・資本金・業種		
申請者名：	業 種：	
資 本 金：	法人番号：	
実施体制		
新事業活動の類型	経営革新の目標	
計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 1. 新商品の開発又は生産 2. 新役務の開発又は提供 3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 4. 役務の新たな提供の方式の導入 5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用 6. その他の新たな事業活動	経営革新計画のテーマ： _____	
計画期間又は事業期間： 年 月 ～ 年 月		
研究開発期間： 年 月 ～ 年 月 事業期間： 年 月 ～ 年 月		
経営革新の実施に係る内容		
1. 当社の現状と経営課題		
2. 経営革新の具体的内容(既存事業との相違点、経営戦略における位置付け等)		
経営の向上の程度を示す指標	現 状(千円)	計画終了時の目標伸び率(%) (事業期間終了時点)
1 付加価値額		(年 月～ 年 月(事業期間 年))
2 一人当たりの付加価値額		
3 給与支給総額		

実施計画と実績(実績欄は申請段階では記載する必要はない。)

[illegible]

経営計画及び資金計画

(単位 千円)

[illegible]

	特別償却額											
⑪減価償却費												
⑫付加価値額 (⑤＋⑧＋⑪)												
⑬従業員数												
⑭一人当たりの付加価値額 (⑫÷⑬)												
⑮ 資 金 調 達 額 (⑨ ＋ ⑩)	政府系金融機関借入	—	—	—								
	民間金融機関借入	—	—	—								
	自己資金	—	—	—								
	その他	—	—	—								
	合 計	—	—	—								

- (各種指標の算出方法)
- ・「給与支給総額」：給料＋賃金＋賞与＋各種手当
 - ・「付加価値額」：営業利益＋人件費＋減価償却費
 - ・「一人当たりの付加価値額」：付加価値額÷従業員数
 - ・「営業利益」：売上総利益(売上高－売上原価)－販売費及び一般管理費
- (算出時における留意点)
- ・人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算出しましたか。(はい・いいえ)
 - ・減価償却費にリース費用を算出しましたか。(はい・いいえ)
 - ・従業員数について就業時間による調整を行いましたか。(はい・いいえ)

(別表4)
参加特定事業者名

設備投資計画(経営革新計画に係るもの) (単位 千円)

	機械装置名称	導入年度	単 価	数 量	合 計 金 額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

運転資金計画(経営革新計画に係るもの)
(単位 千円)

年 度	金 額

(別表5)
組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位 千円)

試験研究の名称		年度	賦課基準	負担金の合計 及びその積算根拠	構成員別の賦課金額 及びその積算根拠
1					
2					
3					
4					
5					

(別表6)
関係機関への連絡希望について
計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には、当該箇所○を記入して下さい。

承認書類の送付を希望する機関名	送付の希望の有・無
中小企業投資育成株式会社(申請書式作成の際には、具体的な機関を正式名称で記載すること。)	有 ・ 無
都道府県等信用保証協会(申請書式作成の際には、具体的な機関を正式名称で記載すること。)	有 ・ 無
都道府県設備貸与機関(都道府県中小企業支援センター) (申請書式作成の際には、具体的な機関を正式名称で記載すること。)	有 ・ 無
株式会社日本政策金融公庫 (申請書式作成の際には、具体的な支店を正式名称で記載すること。)	
中小企業事業 ○×支店	有 ・ 無
国民生活事業 ○×支店	有 ・ 無

(各都道府県において申請書式を作成する際の注意)

- ・ 具体的な機関名、支店名で記載する。
- ・ 表記の機関の他、各都道府県の判断により関係機関を追加してもよい。
- ・ 沖縄県にあつては、株式会社日本政策金融公庫にかえて沖縄振興開発金融公庫を記載すること。

(別表7)
中小企業経営革新事例集の作成に関するお願い

「経営革新計画」が承認された場合、記載内容を事例集等により公表してよろしいでしょうか。以下の該当する項目に○印をして下さい。

①企業名	(可 ・ 否)
②代表者名	(可 ・ 否)
③資本金	(可 ・ 否)
④従業員数	(可 ・ 否)
⑤所在地	(可 ・ 否)
⑥電話番号	(可 ・ 否)
⑦経営革新計画の概要	(可 ・ 否)

様式第 14 (平19経産令69・追加、平19経産令23・旧様式第7様式・一部改正、平28経産令81・令元経産令17・一部改正、令元経産令20・旧様式第10様式・一部改正、令2経産令60・一部改正)

承認経営革新計画の変更に係る承認申請書

年 月 日

行政庁名 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

年 月 日付けで承認を受けた経営革新計画について下記のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第15条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

様式第14において、共同で経営革新計画を実施する場合には、当該計画の代表者の名称及びその代表者を記載する。
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

様式第15

事業再編投資計画の認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称

無限責任組員の氏名又は名称

中小企業等経営強化法第20条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 事業再編投資計画を実施する投資事業有限責任組合に関する事項
2. 事業再編投資の内容及び実施時期
3. 事業再編投資計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 事業再編投資計画を実施する投資事業有限責任組合に関する事項
 - (1) 投資事業有限責任組合の無限責任組員(又は無限責任組員を実質的に支配する者)の投資の実績並びに経営又は技術の指導に係る知識及び経験を簡潔に記載する。
 - (2) 投資事業有限責任組合の出資口数の総数、当該投資事業有限責任組合の無限責任組員の出資口数、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資口数及び当該出資口数が出資口数の総数に占める割合を記載する。
 - (3) 投資事業有限責任組合の無限責任組員の事業再編投資の実施体制を簡潔に記載する。
 - (4) 投資事業有限責任組合の収益の目標を記載する。
2. 事業再編投資の内容及び実施時期
 - (1) 事業再編投資に係る以下の事項を記載する。
 - ① 投資先として想定している事業者が実施する事業が属する業種及び当該事業の内容
 - ② 投資事業有限責任組合の投資総額に対する経営力向上(事業承継等を含む。)を行う中小企業者等に対する投資金額、それ以外の中小企業者等に対する投資金額及び中小企業者等以外の投資先に対する投資金額の割合として予定している割合
 - ③ 投資先の事業者に対して実施する予定の経営又は技術の指導の内容
 - ④ その他事業再編投資の実施方法
 - (2) 事業再編投資の実施時期は、事業再編投資計画の期間を年月日をもって記載するとともに、投資事業有限責任組合の存続期間を年月日をもって記載する。
3. 事業再編投資計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - (1) 事業再編投資計画の実施に必要な資金の額、資金調達を行う時期及び出資の履行見込みを簡潔に記載する。
 - (2) 資金の借入れについて法第25条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ記載する。

様式第16

事業再編投資計画の不認定通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった事業再編投資計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第17

事業再編投資計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称

無限責任組合員の氏名又は名称

年 月 日付けで認定を受けた事業再編投資計画について下記のとおり変更したので、中小企業等経営強化法第21条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

様式第18

事業再編投資計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで変更認定申請のあった事業再編投資計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第19

認定事業再編投資計画の認定取消通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定をした事業再編投資計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

年 月 日

殿

市町村長の氏名

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(2) 目標

(3) 労働生産性に関する目標

2 先端設備等の種類

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

(2) 対象業種・事業

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

様式第21
中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の変更協議書
年 月 日
殿
市町村長の氏名
年 月 日付けで同意を得た導入促進基本計画について、下記について別紙の
とおり変更したいので、中小企業等経営強化法第50条第1項の規定に基づき協議します。
記
1 変更事項
2 変更事項の内容

別 紙
導入促進基本計画
1 先端設備等の導入の促進の目標
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等
(2) 目標
(3) 労働生産性に関する目標
2 先端設備等の種類
3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項
(1) 対象地域
(2) 対象業種・事業
4 計画期間
(1) 導入促進基本計画の計画期間
(2) 先端設備等導入計画の計画期間
5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
(備考)
用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

様式第 22

先端設備等導入計画に係る認定申請書

年 月 日

殿

住 所 〒
名 称 及 び
代表者の氏名

中小企業等経営強化法第 5 2 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)
申請者は以下の要領に従って、先端設備等導入計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第 5 2 条第 4 項の認定要件を満たすことを示すこと。
申請者名は、共同で先端設備等導入計画を実施する場合には、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の先端設備等導入計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。
1 名称等
正確に記載すること。ただし、法人番号については、個人事業主等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。
「主たる事業」の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載すること。
2 計画期間
3 年間以上 5 年以内として定めること。
3 現状認識
① 自社の事業概要

自社の事業の内容について、概要を記載すること。
② 自社の経営状況
自社の財務状況について、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載すること。
4 先端設備等導入の内容
(1) 事業の内容及び実施時期
① 具体的な取組内容
導入する先端設備等や取組内容の概要について具体的に記載すること。
② 将来の展望
①の取組を通じた将来の経営状況の展望について具体的に記載すること。
(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標
現状及び計画終了時における労働生産性の目標を記載すること。
労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものをを用いること。
(3) 先端設備等の種類及び導入時期
① 先端設備等導入計画に基づき取得する先端設備等について記載すること。
② 「所在地」の欄には、当該設備等が所在する（予定を含む）場所を都道府県名及び市町村（特別区を含む。）を含む住所を記載すること。
③ 以下の欄における「設備等の種類」の欄には、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備並びにソフトウェアの減価償却資産の種類を記載すること。
④ 以下の欄における「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載すること。
⑤ 項目数が足りない場合は、列を追加すること。
5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法
(1) 先端設備等導入に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。
(2) 同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。
(3) 「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載すること。
(4) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。
6 雇用に関する事項
国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、従業員に対して、国内雇用者に対する雇用者給与等支給額の引上げをする方針（先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度又は当該日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が1. 5 %以上とする旨のものに限る。）を表明したときには、その内容を記載すること。

別 紙

先端設備等導入計画

1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	
2	代表者名（事業者が法人の場合）	
3	法人番号	
4	資本金又は出資の額	
5	常時使用する従業員の数	
6	主たる業種	

2 計画期間

年 月 ～ 年 月

3 現状認識

①自社の事業概要

②自社の経営状況

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

①具体的な取組内容

②将来の展望

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B－A)／A
千円	千円	%

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備等名／型式	導入時期	所在地
1		年 月	
2		年 月	
3		年 月	

4		年 月	
5		年 月	

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1					
2					
3					
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計			
合計			

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)

6 雇用に関する事項

様式第 23

先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

殿

住 所 〒
名 称 及 び
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた先端設備等導入計画について、下記について別紙のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第53条第1項の規定に基づき申請します。

- 1. 変更事項
- 2. 変更事項の内容

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
(記載要項)
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

別 紙

先端設備等導入計画

1 名称等	
1 事業者の氏名又は名称	
2 代表者名（事業者が法人の場合）	
3 法人番号	
4 資本金又は出資の額	
5 常時使用する従業員の数	
6 主たる業種	

2 計画期間
年 月 ～ 年 月

3 現状認識
①自社の事業概要
②自社の経営状況

4 先端設備等導入の内容
(1) 事業の内容及び実施時期
①具体的な取組内容
②将来の展望

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標		
現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B－A)／A
千円	千円	%

(3) 先端設備等の種類及び導入時期		
設備等名／型式	導入時期	所在地
1	年 月	
2	年 月	
3	年 月	

4		年	月	
5		年	月	

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1					
2					
3					
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計			
合計			

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)

6 雇用に関する事項

様式第24

事業継続力強化計画に係る認定申請書

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の役職及び氏名

中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)
事業継続力強化計画
1 名称等
フリガナ
事業者の氏名又は名称
代表者の役職名及び氏名
資本金又は出資の額
業種
法人番号
設立年月日

2 事業継続力強化の目標	
自社の事業活動の概要	
事業継続力強化に取り組む目的	
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	(人員に関する影響) (建物・設備に関する影響) (資金繰りに関する影響) (情報に関する影響) (その他の影響)

3 事業継続力強化の内容
(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
----	---------	----------	---------

1	人命の安全確保			
2	非常時の緊急時体制の構築			
3	被害状況の把握 被害情報の共有			
4	その他の取組			

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組		
A	自然災害等が発生した場合における人員体制の整備	
B	事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	
C	事業活動を継続するための資金の調達手段の確保	
D	事業活動を継続するための重要情報の保護	

(3) 事業継続力強化設備等の種類			
(2)の項目	取得年月	設備等の名称／型式	所在地
1			
2			
3			

	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1				
2				
3				

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)上設置が義務づけられた設備ではありません。	

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

4 実施時期

年 月～ 年 月

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)

6 その他

(1) 関係法令の遵守(必須)

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百十五号)その他関係法令に抵触する内容は含みません。	

(2) その他事業継続力強化に資する取組(任意)

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度(※1)に基づく認証を取得しています。	
ISO22301認証(※2)を取得しています。	
中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。	

(※1) 国土強靱化に貢献する団体を認証する制度
(※2) 事業継続マネジメントシステム(BCMS)の国際規格

様式第25

認定事業継続力強化計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

殿

住所
名称
代表者の役職及び氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業継続力強化計画について下記のとおり変更したので、中小企業等経営強化法第57条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項
2 変更事項の内容

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)
事業継続力強化計画

1 名称等
フリガナ _____
事業者の氏名又は名称 _____

代表者の役職名及び氏名 _____
資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____
業種 _____
法人番号 _____ 設立年月日 _____

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	
事業継続力強化に取り組む目的	
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	(人員に関する影響) (建物・設備に関する影響) (資金繰りに関する影響) (情報に関する影響) (その他の影響)

3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
----	---------	----------	---------

1	人命の安全確保			
2	非常時の緊急時体制の構築			
3	被害状況の把握 被害情報の共有			
4	その他の取組			

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	
B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入	
C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	
D	事業活動を継続するための 重要情報の保護	

(3) 事業継続力強化設備等の種類

(2) の項目	取得 年月	設備等の名称／型式	所在地
1			
2			
3			

設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1			
2			
3			

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)上設置が義務づけられた設備ではありません。	

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

--

4 実施時期
年 月～ 年 月

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施 事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)

6 その他

(1) 関係法令の遵守(必須)

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)その他関係法令に抵触する内容は含みません。	

(2) その他事業継続力強化に資する取組(任意)

確認項目	チェック欄
------	-------

レジリエンス認証制度(※1)に基づく認証を取得しています。	
ISO22301認証(※2)を取得しています。	
中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。	

(※1) 国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

(※2) 事業継続マネジメントシステム(BCMS)の国際規格

様式第26

連携事業継続力強化計画に係る認定申請書

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の役職及び氏名

中小企業等経営強化法第58条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

連携事業継続力強化計画

1 名称等

(1) 代表者

フリガナ

事業者の氏名又は名称

代表者の役職名及び氏名

資本金又は出資の額 常時使用する従業員の数

業種

法人番号 設立年月日

(2) 連携事業継続力強化を行う中小企業者(代表者を除く。)

フリガナ	事業者の氏名又は名称
1	住所 代表者の役職名及び氏名 資本金又は出資の額 常時使用する従業員の数 業種 法人番号 設立年月日
フリガナ	事業者の氏名又は名称
2	住所 代表者の役職名及び氏名 資本金又は出資の額 常時使用する従業員の数 業種 法人番号 設立年月日
フリガナ	事業者の氏名又は名称
3	住所 代表者の役職名及び氏名 資本金又は出資の額 常時使用する従業員の数 業種 法人番号 設立年月日

2 連携事業継続力強化を行う大企業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

フリガナ	事業者の氏名又は名称
住所	
代表者の役職名及び氏名	
資本金又は出資の額	常時使用する従業員の数
業種	
法人番号	設立年月日

フリガナ	事業者の氏名又は名称
住所	
代表者の役職名及び氏名	
資本金又は出資の額	常時使用する従業員の数
業種	
法人番号	設立年月日

フリガナ	事業者の氏名又は名称
住所	
代表者の役職名及び氏名	
資本金又は出資の額	常時使用する従業員の数
業種	
法人番号	設立年月日

3 連携事業継続力強化の目標

連携事業継続力強化を行う中小企業者及び大企業者の事業活動の概要	
連携事業継続力強化に取り組む目的	
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	□全ての連携事業者が、自らの全ての拠点についてハザードマップ等によって自然災害等のリスクを認識している。(認識している場合は、チェック。) (具体的な内容)

自然災害等の発生が事業活動に与える影響	□全ての連携事業者が、人・モノ・金・情報の観点から、自然災害等のリスクによって受ける影響を分析した。(認識している場合は、チェック。) (具体的な内容)
---------------------	--

4 連携事業継続力強化の内容

(1) 連携事業継続力強化における連携の態様

□ 組合等を通じた水平的な連携である。(該当する場合は、チェック。) (具体的な内容)
□ サプライチェーンにおける垂直的な連携である。(該当する場合は、チェック。) (具体的な内容)
□ 地域における面的な連携である。(該当する場合は、チェック。) (具体的な内容)
□ その他の連携の態様である。(該当する場合は、チェック。) (具体的な内容)

(2) 連携事業者間の協定等の整備状況

--

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組		
A	自然災害等が発生した場合における対応手順	対策及び取組内容
		☐ 全ての連携事業者が、従業員及び顧客等の避難に関する手順を取り決めている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容)
		☐ 全ての連携事業者が、従業員等の安否確認を行う手順を取り決めている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容)
		☐ 連携事業者間で、自然災害等が発生した場合における指揮命令体制が整備されている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容)
		☐ 連携事業者間で、被害状況を把握し、被害情報について情報発信をする手順が共有されている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容)
B	自然災害等が発生した場合における人員体制の整備	連携事業者それぞれの役割
		連携事業者それぞれの役割

C	連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	対策及び取組内容
		連携事業者それぞれの役割
D	事業活動を継続するための資金の調達手段の確保	対策及び取組内容
		連携事業者それぞれの役割
E	事業活動を継続するための重要情報の保護	対策及び取組内容
		連携事業者それぞれの役割

5 事業継続力強化設備等の種類				
	4(3)の項目	取得年月	設備等の名称／型式	所在地
1				
2				
3				
	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1				
2				
3				
確認項目				チェック欄

上記設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)上設置が義務づけられた設備ではありません。	
---	--

6 連携事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

7 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組

8 実施時期
年 月～ 年 月

9 連携事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)

10 関係法令の遵守	
確認項目	チェック欄

連携事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)その他関係法令に抵触する内容は含みません。	
---	--

様式第27

認定連携事業継続力強化計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の役職及び氏名

年 月 日付けで認定を受けた連携事業継続力強化計画について下記のとおり変更
したいので、中小企業等経営強化法第59条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)
連携事業継続力強化計画

1 名称等
(1) 代表者
フリガナ
事業者の氏名又は名称

代表者の役職名及び氏名
資本金又は出資の額 常時使用する従業員の数
業種
法人番号 設立年月日

(2) 連携事業継続力強化を行う中小企業者(代表者を除く。)	
1	フリガナ 事業者の氏名又は名称 住所 代表者の役職名及び氏名 資本金又は出資の額 常時使用する従業員の数 業種 法人番号 設立年月日
2	フリガナ 事業者の氏名又は名称 住所 代表者の役職名及び氏名 資本金又は出資の額 常時使用する従業員の数 業種 法人番号 設立年月日
3	フリガナ 事業者の氏名又は名称 住所 代表者の役職名及び氏名 資本金又は出資の額 常時使用する従業員の数 業種 法人番号 設立年月日

2 連携事業継続力強化を行う大企業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名	
1	フリガナ 事業者の氏名又は名称 住所 代表者の役職名及び氏名 資本金又は出資の額 常時使用する従業員の数 業種 法人番号 設立年月日

2	フリガナ 事業者の氏名又は名称	_____
	住所	_____
	代表者の役職名及び氏名	_____
	資本金又は出資の額	_____ 常時使用する従業員の数 _____
	業種	_____
	法人番号	_____ 設立年月日 _____
3	フリガナ 事業者の氏名又は名称	_____
	住所	_____
	代表者の役職名及び氏名	_____
	資本金又は出資の額	_____ 常時使用する従業員の数 _____
	業種	_____
	法人番号	_____ 設立年月日 _____

3 連携事業継続力強化の目標	
連携事業継続力強化を行う 中小企業者及び大企業 者の事業活動の概要	
連携事業継続力強化に 取り組む目的	
事業活動に影響を与える 自然災害等の想定	☐ 全ての連携事業者が、自らの全ての拠点についてハザード マップ等によって自然災害等のリスクを認識している。 (認識している場合は、チェック。) (具体的な内容)
自然災害等の発生が 事業活動に与える影響	☐ 全ての連携事業者が、人・モノ・金・情報の観点から、自 然災害等のリスクによって受ける影響を分析した。 (認識している場合は、チェック。) (具体的な内容)

4 連携事業継続力強化の内容	
(1) 連携事業継続力強化における連携の態様	
☐ 組合等を通じた水平的な連携である。(該当する場合は、チェック。) (具体的な内容)	

☐ サプライチェーンにおける垂直的な連携である。(該当する場合は、チェック。) (具体的な内容)
☐ 地域における面的な連携である。(該当する場合は、チェック。) (具体的な内容)
☐ その他の連携の態様である。(該当する場合は、チェック。) (具体的な内容)

(2) 連携事業者間の協定等の整備状況

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組	
A	自然災害等が発生した 場合における対応 手順
	対策及び取組内容 ☐ 全ての連携事業者が、従業員及び顧客等の避難に関する手 順を取り決めている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容)
	☐ 全ての連携事業者が、従業員等の安否確認を行う手順を取 り決めている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容)
	☐ 連携事業者間で、自然災害等が発生した場合における指揮 命令体制が整備されている。(実施している場合は、チェッ ク。) (具体的な内容)
	☐ 連携事業者間で、被害状況を把握し、被害情報について情 報発信をする手順が共有されている。(実施している場合 は、チェック。)

		(具体的な内容)
		連携事業者それぞれの役割
B	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	対策及び取組内容
		連携事業者それぞれの役割
C	連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	対策及び取組内容
		連携事業者それぞれの役割
D	事業活動を継続するための資金の調達手段の確保	対策及び取組内容
		連携事業者それぞれの役割
E	事業活動を継続するための重要情報の保護	対策及び取組内容
		連携事業者それぞれの役割

5 事業継続力強化設備等の種類				
	4(3)の項目	取得年月	設備等の名称／型式	所在地
1				

2				
3				

	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1				
2				
3				

確認項目		チェック欄
上記設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)上設置が義務づけられた設備ではありません。		

6 連携事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

7 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組

8 実施時期
年 月～ 年 月

9 連携事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施 事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)

10 関係法令の遵守

確認項目	チェック欄
連携事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)その他関係法令に抵触する内容は含みません。	